

第4章 日本語教育—アイデンティティとユニバーサリティの相克—

本章の冒頭、第1章で言及した民族誌的記述に、再び照明を当ててみることにする。桑山（2006：330）によれば、民族誌的記述の特徴として、「自己」と「他者」との距離が時空間的に大きければ大きいほど、より「オーセンティック」(authentic)なものとなされる傾向があるという。その論からすれば、時空間が飛躍的に短縮される過程の現象として表れ、いまなお加速するグローバリゼーションのダイナミズムは、オーセンティックという名で両者を隔てる時空の壁や溝を一挙に取り除き、共生意識の創出と、その空間の拡大を加速させると考えられる。しかし、実際にはそこそこに新たな軋轢や衝突が生まれていることは、世界が目撃しているところである。それは、綾部（2006：183）によれば、バルトが明らかにしたように、たとえ時空が縮められても、一方現に縮められない人間個体が自ら感得するエスニシティは、やはり別な意味で、オーセンティックとしか喩えようのないアイデンティティ相互の距離がなせる業なのであろう。つまり、個体のエスニック・アイデンティティは、「表層」のものと、「深層」のものとが複雑に絡み合って形成されていて、それが環境や条件によって単線的にも複線的にも働きかけをする、ということである。いわば、その両者の距離が大きければ大きいほど、民族誌が民族誌たりうる。

もう1つの民族誌的記述の特徴を、やはり桑山（前掲書：331-333）の分析が明解にしてくれている。それは、民族誌的記述が客観性を求めながらも、往々主観的な記述に帰結する傾向である。客観性の確保は、それが拠って立つところの文化人類学の最もオーソドックスな手法によって行われている。すなわち、次の3点である。

- 1) 対象の「フィールド」で調査する
- 2) その調査結果から民族誌を記述する
- 3) 既存の民族誌と比較して理論を形成する

しかし桑山は、それが不作為の誤謬を生みやすいことの最大の理由として、一連の作業がすべて同じ人物によって行われること、すなわち主観の強い影響を排除できないことを、マリノフスキーに由来するこの「三位一体論」的手法の陥穽として指摘している。その弱点を補う形で1980年代半ば以降に注目されるようになったのが「表象」という手法であるとして、その特徴である「描写」と「代表／代弁」というアプローチの有効性に着目した。しかし、それすらも観察者自身の「文字」によって表象することにほかならず、たとえば文字を持たない民族を文字で記述（主観化）することの危うさからは逃れられない点を指摘している。では、その主観性に客観性を付与するための、すなわち間主観性を高めるための改善方法があるのだろうか。桑山は、それをマーカスとフィッシャーに依拠して¹⁰³、

¹⁰³ 『文化批判としての人類学』（1986）

次の4点に要約した。

- 1) 対話原理（自己／観察者と他者／被観察者との対話を通じた「表象」）
- 2) 自省的記述（他者理解に伴う自己理解の「表象」）
- 3) 多声法（複数の人間の声・意見が反映された「表象」）
- 4) 身体感覚を文字で伝えるような表現方法（感覚を翻訳するような「表象」）

註：上記（ ）内は、筆者による。

筆者は、これらの民族誌的記述の特徴から省みるに、自らが携わってきた日本語教育の自己認識も同様の手法で行われていたことを再認識させられた。すなわち、1) 海外の教育・学習状況を調査し、2) その調査結果に基づいて「海外の日本語教育」を一括りで総覧し、そして3) 国別・目的別対策を講じる、という基本構造である。これは、単に日本語教育の表層を捉えていたに過ぎず、日本語そのものと学習者との接触が新たな言語文化を生成するという深層の機能（可能性）にまで及んでいたわけではない。しかも、すべて日本自身によって記述され、その対策の実行自体も、大半が日本自身によるという点は、あまりに主観的であったといえる。さらに悪いことには、その民族誌的記述のほとんどが「フィールド」の実踏調査によってではなく、通り一遍の調査票と、調査票記入者の主観的な印象やコメントの取捨選択の総合によって行われてきたことである。文化人類学や民俗学で忌避される、いわゆる「安楽椅子に座ったまま」(in an armchair in the “study”)¹⁰⁴ の、つまりフィールド調査によらない学問的態度に通じるものといえよう。むろん、民族や文化に関する個別調査と、合目的的な統計的調査とは性格を異にするが、個々人のアイデンティティとの密接な連関を無視してはならない言語学習の実態調査については、この民族誌的記述の功罪への顧慮があつて然るべきであろう。以下の論述は、そのような視点から展開するものである。

1. 「文化財」としての日本語、「国際語」としての日本語

1.1 2つの命題

本節の標題には、いきなりに2つの大きな命題のようなものが掲げられている。しかし、それらはいずれも本章の標題そのものの言い換えに過ぎない。すなわち、日本語を「文化財」として見ることは、それを1つのアイデンティティとして表象しようとする態度であり、さらにそれを「国際語」として考えようとする視点は、ユニバーサリティを模索しようとする態度だからである。言語を文化財と見なすことは、言語と民族との相関が不即不

¹⁰⁴ “study” は、研究や勉強をする（「努力する」）という語義から派生し、「書斎」や「研究室」を意味する。日本を一度も訪れることなく、つまり研究室で、いまや文化類型論の古典的名著とされる日本人論『菊と刀』をものしたルース・ベネディクトによる功罪は、今後も語り継がれるであろう。

離であるように、民族と文化との相関もまた同様であり、ユニバーサリティを模索することは、その相関がもたらす異文化・異民族間の摩擦や軋轢を緩和し、調和をもたらそうとすることにほかならない。しかし、その理想と現実との相克が絶えたことのない事実の民族誌的記述の総合が人類史そのものであるという事実は、きわめて重い。

この相克を英訳しようとする、大方の英和辞典からは“**conflict**”、すなわち複数の人間・社会が心理的に葛藤することや、物理的に衝突することなどを表す語彙が提供される。しかし、日本語に移入された漢語の原義「相剋」は、必ずしも物理的、心理的な衝突のみを表してはいない。古代中国の哲理「五行」において、万物の元となる「木・火・土・金・水」が、互いを生かす関係（「相生」）にある一方、互いを打ち消し合う関係（「相剋」）にもあるという相対論を説く二項関係に、その原義（出典）を見出すことができるからである。そこから「陰陽五行説」という万物の円環・調和論が派生するように、筆者のいう相克にも、悲観的なニュアンスのみが含まれているのではなく、むしろその相生と相剋の円環を踏まえた調和の可能性という楽観的なニュアンスこそが、大きな部分を占めている。異なるアイデンティティの間の相剋と、アイデンティティとユニバーサリティというさらなる相剋の間に相生（調和）を見出そうと、その視線の先に公共性の存在と介在を置いた理由の1つが、そこにある。

1.2 「文化財」としての日本語という言語観

言語を文化財と見なすこと、とりわけ国家のそれと見なす考え方は、近世ヨーロッパにおいてようやくその輪郭が明らかになってきたといつてよいのではないだろうか。むろん、古代から現代まで、民族や国家間、時に宗教間の覇権をめぐる騒乱の歴史の中でいくたびか世界地図が塗り替えられ、そのたびごとに征服者による被征服者の母語・日常語の取換えや遺棄（言語地図の塗替え）があったことは、序章でも触れたとおりである。しかし、その過程において、すでに言語を文化財と見なす考え方や価値観があったとするならば、闇雲に言語を遺棄したり、抹殺したりするようなことはなかったであろう。むしろ、言語が＜民族の固有性と結束力というアイデンティティ＞と不可分であるがゆえに、征服者にとっては、その使用を禁止するか、あるいは抹殺すべき厄介な代物であったと考えるのが妥当である。では、言語を文化財と見なす考え方の嚆矢はどこに認められるのかといえ、筆者は2つの歴史的イベントに、しかも、そのいずれもがフランスで起こったことに着目した。その1つは、1635年のアカデミー・フランセーズ (*Académie française*)¹⁰⁵ の創設であり、もう1つは、のちに同アカデミーによるフランス語の純化にもつながる、フラ

¹⁰⁵ フランスの学士院を構成する5つのアカデミーのうちの1つ。デュマの小説『三銃士』(*Les trois mousquetaires*)にも登場する実在の宰相リシュリューによって創設された。フランス語の純化に関しては、リヴァロールの「明晰でないものはフランス語ではない」という自意識があまりにも有名である。

ンス革命（1789-99）である。なによりも後者が、それまでの君主制や封建制から大衆を解放して、共和制という国民国家の萌しを芽吹かせたダイナミズムをもちえたことは、言語を含む文化観や価値観が大きく変わる契機になったと考えられる。それまで文化そのものを創造・享受し、自らをもって文化の正当なる継承者・庇護者を任じていた為政者や一部選良が、もはや市民・大衆を超える存在ではなくなるとともに、政治観のみならず文化観にも新たな様相が表れたからである。「フランス語」という自覚、すなわちフランスの言語観が形成された時期と見てよい。アカデミー・フランセーズが革命前に、とはいえその140年以上も前に着手したフランス語の純化と、革命後のフランス語純化との間には、時代背景の違いから、当然大きな差異を認めることができるが、いずれもが言語を文化財と見なしはじめたという点では相似を認めてよいだろう。前者による純化は、フランス語の文化的価値を高めるというよりは、むしろほぼ現在の地理的範囲とも一致する「フランス」の統一という政治的な意図によって行われた。すなわち、パリを拠点とする歴代王朝¹⁰⁶の版図の拡張である。その勢力は、ラングドック (Languedoc)¹⁰⁷といわれる南西部の諸方言やブルトン語などの周縁の諸言語の地位を貶める（使用を制限する）ことを自明のこととしていた。したがって、語用法や正書法などを精緻化・統一化し、それら諸語との差別化を図るためには、自ずと文化という象徴的かつ高承な意味付けが必要となった、と想像することは難くない。一方、後者のそれは、市民・大衆の言語能力（識字力）の向上と、それを通じた国民国家建設のための人心の啓蒙と統合の必要性から生じたものであるが、結果として首尾よく彼らの統合の1つのシンボルとして、フランス語が「フランス文化」へと昇華されていったのだろう。のちに明治政府が「国体」の起動力の1つとしての「国語」を創出する際に大いに参考とした「langue nationale」という概念は、実にこの過程からの主産物の1つであった。ただし、日本によるその移入が、当初は文化としての言語観からではなく、やはり政治的企図からであり、その護持のために、やがて権力者や、それに近い学者らによって文化財としての価値も後付けられたことは、すでに田中(1981)、イ(1996)、安田(2006)らによって論証されている。その思想的残滓は、戦後文部省（現文部科学省）の外局として創設された「文化庁」の中に「国語課」が設置され、現在も存続しているところに一部認めることができる。一部とするのは、やはり同庁にも言語を国民国家の文化だとする考え方は明確であるものの、しかし、その英語呼称 (Japanese Language Division) のとおり「日本語課」と改称・改組する意志が一向にないところに、詮索の網が投げかけられるのは致し方ない。本体の文部科学省が教科目としての「国語科」という伝統的な位置付けを堅持しながら、「国語課」の設置には拘泥していないと見せる不自然さも、やはり

¹⁰⁶ カペー朝 (987-1328) から「フランス・ルネッサンス」を見たヴァロア朝 (1328-1589) へ、そしてブルボン朝 (1589-1792, 1814-1830) への流れのなかで絶対王政が確立された。

¹⁰⁷ Langue d'Oc、すなわち「Oc」地方の言葉という意味。総称して“Occitan”ともいう。現在のフランス語の“oui”は、中世の北部では“oil”、一方南部では“oc”といわれたことに由来する。両者の言語体系的な差異は方言といえる範囲であり、ブルトン語、バスク語、アルザス語、フラマン語など周縁部のそれらは、言語体系が異なるものである。

詮索の的となる。行政上の日本語をめぐる現状がきわめて不安定であり、時に恣意的とも、また無定見とも映るのは、第1章で観察・陳述した状況と、後述する国立国語研究所をめぐる騒動などからも明らかである。なお、同研究所は1948年、文部省直轄の特殊法人として設立され、2001年に独立行政法人¹⁰⁸に移行された。

1.3 「社会資産」という言語観

前項の文化財にまつわる「財」という観点から連想されるのは、むしろ経済学的概念と密接に結びつく「社会資産」という観点ではないだろうか。既述のフランス革命以降の国民国家と市民との関係性の中で、識字能力（言語能力）に象徴される普通教育の促進は、まさに国力増強のための社会資産の創出と拡充にほかならなかったといえよう。その過程は、ハーバーマス（2007）によって、西欧における国民国家意識の浸透に伴い、それまでの公共性を規定してきた支配層や特定グループによる親密圏が、より広範な市民的公共性を形成・維持する公共圏へと移行する過程の精緻な描写¹⁰⁹と対照することができる。むしろ、そこまで古く遡って、あたかも経済学史のページを繰ることは筆者の専門とするところではないので、むしろ言語教育そのものとの直接的な関連で、しかもより近い時代にその経緯を見てみよう。Kaplan & Baldauf (1997 : 153) によれば、1950年代および60年代の各国の社会経済復興政策の過程で発展した経済計画の概念（定義・語義）やその手法が、やがて言語計画にも採り入れられていったことが観察されている。言語の経済性や効率性を問うことと、構造主義的言語論とが相まって、言語に内在される構造的合理性に注目した‘audio-lingualism’も加わり、発展してきたという指摘である。なお、この場合の‘audio-lingualism’は、第2章で解説したヨーロッパの言語計画の展開過程において、フランスで急速に発達した«audiovisuelles»という教育方法論に呼応するもので、経済効果を直接的に産出するという考え方ではないことに留意すべきであろう。効率的な教育方法が講じられれば、有益な「言語人材」や「言語情報」の供給が増え、結果として経済効果にも反映するという、いわば投資論のようなものとはいえまいか。いずれにしても、初期の言語計画立案者が経済計画論に多くを依拠したことを Kaplan & Baldauf（同前）は、次のように記述している。「言語を消費財と捉え、その需要と供給、費用便益分析、資源の効率的分配など、経済学の基本概念から多くを借用した」と。続けて、オーストラリアが1987年に制定・導入した *National Policy on Languages* (Lo Bianco 1987) について、同国の

¹⁰⁸ 行政改革の一環として、公社・公団に代表される政府主導の公共法人としての特殊法人・特殊会社のほとんどが移行された新機構。通則法と個別法によって政府からの「独立」的運営が規定され、文字どおり将来の「独立」自営を目指すことが求められている。国立大学法人も同格である。

¹⁰⁹ 「歴史的にみると、市民的公共性は、国家から分離された社会との連関の中で成立してきた。生活の再生産が一面において私的形態をとり、他面では私的領域の総体として公共的重要性を帯びてくるにつれて、「社会」は独立の活動圏として成立しえたのである。」（ハーバーマス 2007 : 169）

新しい言語教育が国内および周辺地域内の経済活動にも資するに十分な質的・量的な高さをめざしていることを、具体例として挙げている。その効果として、同政策が掲げる「4つの‘E’」、すなわち‘Equality’‘Economic’‘Enrichment’‘External’を兼ね備えた社会建設が促進される、と評価を惜しまない。しかし、言語を社会資産とする考え方の功罪への言及も怠っておらず、まずその「罪」として、多言語状況の中における＜少数言語に対する内なる植民地化＞(minority languages in national ‘colonial’ setting)を挙げている。かつてインドがイギリスの植民地であった時代、英語以外の3主要民族言語¹¹⁰に経済的な有用性の観点から公的な位置付けを与えたことによって、その他の少数言語共同体(話者)が当該3言語の下位に押しやられた事例である。つまり、当時のインドにおいて、少数言語は、英語に次ぐ3つの第二言語のさらに下位に位置づけられることによって、まったくその言語共同体の経済力が保証されなくなった、としている。(前掲書：154)ただし、ここでいう少数言語は、一般論でいうものとは分けて考えなければならない。なぜならば、インドにはこの3言語以外の言語にも、1千万人以上の話者を数える言語は17ないし18もあるからである。とはいえ、同じことが現代の多言語状況の中で行われれば、やはりほとんどの少数言語共同体が＜内なる植民地化＞を被ることになるのは、明らかである。実は、これこそが多言語主義およびその半身である多文化主義の1つの陥穽ともいえよう。他方、その「功」としては、少数言語共同体自身が生産性の高い良質の産品を安く供給するような力をつければ、その言語共同体自身が「資産」となる可能性があるという点が指摘されている。(前掲書：155)要は、言語を社会資産たらしめるには、個々の言語共同体の潜在性や可能性を予め損なわないように、政府自らが言語相互の間に序列化や特別な位置付けを行わないことが、重要なことといえよう。その意味で、Lo Bianco (1987)が多言語の存在を等しく‘national asset’(国家資産)としていることは、表現こそ異なるが、概念としては、まったく社会資産と同義であることは疑いのない脈絡である。的確な情勢分析と手法に基づく経営によって資産が利潤を生み、またその利潤から資産を再生産するという経済学の一原理は、こうして言語計画の中に採り入れられてきたのである。Kaplan & Baldauf (前掲書：155)は、これをもって言語計画と経済学との結びつきは、単なるレトリックではない、としている。以上の言語をめぐる「文化財」および「社会資産」という観点は、むろんブルデューの「文化資本」という概念や、クルマスの「言語の経済学」という概念などとも通底または連関するものであるが、本論文では、それらにまでさらに言及することは、論点が拡散することを恐れ、敢えて行わないこととする。

1.4 «langue nationale» と「国語」

前出の文化庁は、堂々と「二枚看板」を掲げている。すなわち、日本語という自然言語

¹¹⁰ 具体的な列挙は見られないが、経済的視点(地域拠点)と話者の数からすれば、ヒンディー語、マラーティ語、ウルドゥー語だろうと推測される。最大言語集団を形成するヒンディー語以外では、ベンガル語、タミル語、テルグ語などを当てることもできる。

に対する「国語」と「日本語教育」という看板である。しかも、「国語課」という主管課はあるものの、「日本語教育課」の設置はなく、国語課が日本語教育も担当しているという実態は、何を物語っているのだろうか。さらに、その看板に記された国語が必ずしも日本語教育に対応する国語教育を指すのではなく、＜文化（財）としての国語＞であると説明されても、経緯や事情を知らない者には不可解である。確かに、その日本語教育の主な対象が国内に「在留する」非母語話者であり、母語話者ではないという点に注目すれば、それが国語教育ではないことが分かる。言い換えれば、非母語話者には＜国語ではない日本語＞を教えるということにはほかならない。もっと穿った見方をすれば、非母語話者には＜文化としての日本語＞以外は提供しない、ということではないだろうか。日本語という自然言語をこれほどまで見事に二分して定義する（混乱させる）姿勢に、政治性を読み取るのは難しくない。さらにいえば、その分別は、母語話者に対しても国語を日本の固有文化として継承させようとする意図の具現化にほかならず、文化庁としては、優れて本務を全うしていることになる。一方、同庁の本体である文部科学省が、学校教育において日本語教育を際立たせるのが、留学生教育および在留外国人の子女教育の場においてのみであることで、それは裏書き保証されている。同省が行う国語教育が、おそらくすべての国で「国民教育」の所与の条件として行われる代表言語の教育であり、外国人を対象とする日本語教育との間に意識的に二元論を用いていることが明らかになってくる。後述する国立国語研究所の第4代所長（1982-1989年度）を務め、在任中に「簡約日本語」を提唱した野元菊雄（1922-2006）が多くの非難を浴びた一因は、文化庁と文部科学省の日本語をめぐるこの二元論的立場に、その職責にもかかわらず水をさす形になったからであろう。むろん、そのほかに政治思想的な反発、すなわち国語を民族固有のものとする立場からの非難が少なからずあったことも忘れてはならない事実である。

ところで、前出の国民教育という概念は、国民国家形成のそれと並立するものであろうし、その意味で、別に野元が述べている国語（教育）観と、やはり前出の「*langue nationale*」および国語との連関を改めて考えてみよう。野元（1978：178）が「（日本のみならず、フィリピンの例を引いて…）国語教育ということばは、国民としての人格陶冶的な意味をも含めた国語教育、ということになります」ということから、はたして *langue nationale* と国語とを同義と見てよいのだろうか。〔（ ）は筆者〕実際、田中（1981）は、明治期に「国体」の強化・維持のための創出された国語の源の1つにこの *langue nationale* の影響を挙げている。しかし、その *langue nationale* 自体に、野元がいうような「国民としての人格陶冶」との関係を見出していない。その端緒が1539年のフランソワ1世よる「ヴィレール・コトレの勅令」¹¹¹に遡り、その後アカデミー・フランセーズの設立と、フランス語の

¹¹¹ L'ordonnance de Villers-Cotterêts。「その一一〇と一一一条は、フランス国内の公的生活では、王の言語のみが国家の言語であるとして、「すべての裁判や公務において」「今後は当事者双方に対して」「フランスの母語だけで、発音され、記録され、伝えられるべき」

純化へと系譜的に繋がることを説いてはいるが、その時代の *langue nationale* が民衆の言語に対して当てられたものではなく、「王の言語」に相応するものであったことを明らかにしている。これは、フランス革命によってもたらされた *langue nationale* が国民国家の言語という意味で国語の地位を付与されたことを示すものであり、野元のいう人格陶冶とはまったく関係がないということである。筆者は、むしろ既述の＜文化としての言語＞を共有するという意識が次第に社会化する過程においてならば、国語が人格陶冶の一端を担うことはありうると思う。糟谷（1997：21）が、国語、すなわち *langue nationale* が国民という理念からの派生態であり、逆にその理念の発酵を助ける相互作用をもたらししたことからいえば、人格陶冶への派生も当然ありえよう。田中が、明治期の国体との関係で *langue nationale* が利用されたとするのは、上田万年がアカデミー・フランセーズのもつ言語検閲機能¹¹²を移入した点に証左を求めてのことなのである。〔傍点は筆者〕むしろ、明治期の国語の創出において国体との直接的な結びつきを強化したのものとして、同じく上田の手によって意図的・教条的に翻訳されたドイツの言語観「ムッターズプラッハ」(Muttersprach)あるいは「スプラッハムッター」(Sprachmutter)であったことを、引用が長くなるが、田中は次のとおり指摘している。「上田万年は、さきに引いた講演¹¹²のなかで、「**仏国が益**其アカデミーにて語学の保護奨励を務るが如き、予輩はこれを見る毎に、先づ各人が其^{ますます}学問を愛する事の甚しきに驚いたと、特に言及することを忘れなかった。一方における、フランス的なアカデミー主義的言語検閲機関の賛美と、他方における、次のようなドイツ的な母語の権利への共感との混在は、上田の国語論に奇妙な折衷的な性格を刻みつけている」(前掲書：117)ということから、上田万年がいかに巧妙に国体と国語を結びつけたかという事実が浮き彫りにされるのである。この帰結として、国民が国語を身につけることと人格陶冶とが結びつくのは、あながち不自然ではない。ただし、野元が国語教育に人格陶冶を引き合いに出したのが、上田の時代とは異なる時代状況下、すなわち民主主義的な観点からであったということは弁護しておくべであらう。筆者は、あくまでも一般論を論述するために、野元の一節を引いたのである。このように、国語がもつ国体と国民国家をめぐる二面性(二義性)の逆像を、筆者は現在の日本語をめぐる国語教育と日本語教育という二面性・二義性に、言い換えれば日本語をめぐるアイデンティティとユニバーサリティの相克のなかにも見ている。それは、追って次節において、国立国語研究所と「日本語学会」という2つの機構の推移と現状を通じて観察してみようと思う。

(.....soient prononcez, enregistrez et delivrez aux parties en langaige maternel françois) ことを決定したのである。ここに特に原文を引いたわけは、「フランスの母のことば」という表現が出ていることに注意していただくためである。」(田中 1981：90)

¹¹² 「かくの如く、其言語は単に国体の標識となる者のみにあらず、又同時に一種の教育者、所謂なさけ深き母にてもあるなり。.....^{ドイツ}独逸にこれをムッターズプラッハ、或はスプラッハムッターというふ、先なるは母のことば後なるはことば母の義なり、よくいひ得たりといふべし。」(田中 1981：114-115)

1.5 「国際語」としての日本語という言語観

「国際語」、あるいは「世界語」というものがアプリアリに存在するのだろうか。否、である。それは、「国語」の概念と同様に紛れもなく恣意性を内包するものであり、したがって「恣意」の数だけ幾通りもの解釈や定義ができる。国際語と国語の双方に共通する前提は、文字どおり、ことばを「国」という枠組みで規定していることである。また、世界はそれらの国の総体にほかならない。ことばは、その発生論的機能からすれば、本来は人間と人間のコミュニケーションの道具に過ぎない。課題（用務）の遂行およびシグナルの送受信のための道具である。しかし、人間が「種」の動物的・生態的保存を、抽象や思惟によって文化的・社会的保存へと昇華する過程で、機能論的分立・分断を実現する最も明瞭な道具へと変容した。機能論的分立・分断とは、個人、家族、民族、社会、国家、そして世界という特定の関係や枠組みにおける異同の相互確認や、コミュニケーションに限らないことばによる他の表象行為のパラメータの設定行為である。次のビュルネー（1964：111）の言は、その見事な比喻であり、パラメータ機能の理解を助けるであろう。

「言語は＜一つの鍵＞ではあるが、戸を開くに役立つと同様に閉じるためにも用いられるものであって、黙らせるためしゃべるとい場合がいかにも多いかもよく知られているところである。言語は思っていることを表現するためにも使われるが隠すためにも用いられる。また人の心を慰めるためにも傷つけるためにも用いられる。共通語は、その存在だけで人々の心を結びつけることができるようなものではない。」

上記の引用でビュルネーがいう「共通語」は、その著書の題目からしても国際語を意味しているが、しかしことばの機能（二面性あるいは多面性）に関するこの分かりやすい比喻が、1つの言語共同体のなかにとどまらず、異言語間にも当てはまることは、いうまでもない。むしろ、これはビュルネー独自の理論ではなく、近代言語学における一般論である。また、言語自体は、それぞれが部族・民族や国家、そしてその文化を表象する構成要素の1つであることからすれば、本質的に、あるいは相対的にすべての言語が国際語であるとしてもよいであろう。ただし、再び機能論的にいえば、すべての言語が国際語であることを自他ともに主張できるのは、反語的ではあるが、外国（異言語）への門を自ら閉じることができるところにのみあり、しかし、すべての言語に閉じられた門を開ける力があるわけではない。それぞれの門を内からも外からも一方的、暴力的に開けることがないよう安全に、実利的に供用されるものとして、「リング・フランカ」が登場した。古代から中世にかけてのギリシア語、ラテン語、あるいは中国語¹¹³などにその典型を見ることができる。やがて、近世に至り、まだその供用範囲が限られていたリング・フランカのうちの幾つかと、

¹¹³ ここでいう中国語は便宜的な表記であり、現在の「普通話」に繋がる漢族の言語だけを指すものではない。往時、一定以上の勢力や版図を有していた民族や王朝において使用された言語も含意したものである。

新興勢力の国のことばが、「政治・軍事力、経済力、宗教的影響」（クリスタル 1992：512）の支えによって国際語（前掲書では「世界語」）へと、その地位と機能を高めていったのである。フランス語、スペイン語、および英語の世界的伸張はその典型であり、とりわけ英語は、「現代のリンガ・フランカ」としても、そして国際語、あるいは世界語としても、いまや唯一無二の地位を確立している。この間、世界を視座に据えた普遍的国際語としての幾多の「人工語」の盛衰をも見るができるが、結局それらが所期の目的を果たせていないのは、クリスタル（同前）がいうところの「政治・軍事力、経済力、宗教的影響」をもちえないことに尽きるのである。言い換えれば、＜無徴のアイデンティティ＞をもって＜有徴のユニバーサリティ＞を求めるがごときところに無理がある。共通語をめぐっては、パウル（1993：691）の「共通語は実在的なものではなく、単に理想的な一基準に過ぎない」という端的な定義を、前出のビュルネーやクリスタルらのそれと対照・総合するだけでも、その理想と現実のはざまにある距離や壁の存在感の大きさに圧倒されてしまう。物理的な「距離の暴虐」を驚異的に解消した近代化やグローバリゼーションは、しかしいまだ社会的動物が織りなす世界では、互いの心理的な距離の全面的解消に成功しているわけではない。パウルの「理想的な一基準」の共有こそが、文字どおりその心理的距離を縮める理想的な1つの活路なのであろう。そのような諦観から、しかし悲観的ではなく、かつ共通の言語を求めたり造ったりするのではなく、現に使われている言語 (*langues vivantes*) の相互参照を可能にすることによって自発的相互学習を促す国際的システムとして、ヨーロッパに CEFR が生まれたのである。

一方、国際語を「国」との関係からではなく、帰納法的に実態から、すなわち流通・使用範囲の大きさから定義することも可能である。それは、現在のところ、英語をもって唯一無二の例とすることができる。しかし、その一層の拡大が、逆説的には再び「国」や「われわれ」という保守的な自覚を促すことになるのは、皮肉なことである。英語を例に引けば、そのような自覚が、英語の使用を不可逆的な国際的潮流として強いられる側からだけではなく、実は母語話者からも表れることが知られている。前者は、英語を母語とする人々が共有する価値観の浸透や強要、また政治的・経済的支配への危惧、すなわち「英語帝国主義」への反発がその端的な例である。後者のそれは、人工語では決して起こらない生態的变化、すなわち「言語変容」や「変種」の発生をよしとしない心情や信条からの拒否反応をもたらす「国」および「われわれ」という意識の、言語における再燃に典型を見ることができる。それは、後述するように、日本語教育が「第二の最盛期」を経て、遠からず「第三の最盛期」を迎えると仮定すれば、あるいはそれを日本自身が望むのであれば、必ず直面する問題でもある。英語の国際語としての優位が不可逆なものとなればなるほど、英語自体の変容、いわば「オーセンティック」(*authentic*) な英語ではない“World Englishes”なるものの派生もまた不可逆なものとなる現象が、日本語にも現出するという問題にはかならない。

かつて大日本帝国は、その「政治・軍事力」を背景に「八紘一宇」¹¹⁴の思想を掲げ、実際には自らをその盟主とする「大東亜共栄圏」の確立を目指し、日本語を同盟におけるリンガ・フランカとした。それが日本の歴史上で最悪かつ最長の外国との「戦争の時代」を鮮明に画したことは、いうまでもない。しかも、海外における日本語教育のいわば「第一の最盛期」は、不幸にもこの時代と軌を一にしていた。その版図が広がるにしたがって、日本語教育が次第に軍隊においてのみならず、生活圏においても制度化されるのは必然的なことである。「皇民化教育」はこのような流れの中で強化されていった。ただし、この軍部による大東亜共栄圏が、逆説的な意味では、今日的な意味での国際語という認識からではないとしても、国際化する言語が不可避である事態を予め踏まえて、＜日本語の簡約化＞に着手していたという事実(多仁 2000)¹¹⁵を見逃してはならない。既出の野元による「簡約日本語」とはその背景と必然性を異にするが、すでにこの時代に日本自身によって日本語の海外普及上の1つの課題が自覚されていたことは、注目に値する。要約すれば、海外での日本語教育にも二面性・二義性があるということである。すなわち、植民地における日本語教育は、皇民化教育であるがゆえにアイデンティティに重きが置かれ、軍事同盟における日本語の簡約化は、利便性を追求するがゆえにユニバーサリティが優先された、といえる。しかし、この両者の間には相克が露わになっていたわけではなく、むしろ見事に現実的な運用(併用)がなされていたわけである。日本語が政治と深く結びついたのは、この時代において他に例を見ないが、しかし、将来に再びそれが無いとは誰にも断言できない。本論文の1つの趣意は、その危うさを現在の状況に垣間見るがゆえに、将来への備えがいかにあるべきか、という点を論じ、かつそれを提言することなのである。

次に、前述の日本語教育の「第二の最盛期」は、「経済力」によってもたらされた。それは、戦後の高度経済成長期を起点とする国際経済における「経済大国」への成長の過程においてである。ただし、この過程では、外国語教育がほぼ英語教育一辺倒となる制度化が進められ、その結果、日本人の国際意識や感覚が英語圏のそれに大きく影響され、とりわけアメリカへの政治・経済的、文化的な傾斜が群を抜くようになった。したがって、この時期には、日本自身にとって日本語教育と国際伸張との直接的な連関は、まだ臨場感をもったものではなかった。言い換えれば、日本語に国際性や経済性が認められていなかったということであり、実際当時の企業の海外進出に必要な言語能力、すなわち言語資本は、

114 「(宇)は屋根の意)世界を一つの家とすること。太平洋戦争期、日本の海外進出を正当化するために用いた標語。日本書記の「兼六合以開都、掩八紘而為宇」に基づく。(『広辞苑第5版』)日本は、その家長を自任した。

115 「国内外の兵士に兵器の取り扱いを分かりやすくして徹底させるためや、「大東亜共栄圏」という異言語からなる軍隊の統一を計るために、現行の日本語が難解に過ぎると判断した陸軍省は、漢字制限や歴史的仮名遣いを改革するなど日本語の簡易化を実行した。つまり陸軍省は日本語を平易にし、学習者の負担を軽減して効率のよい教育を行うという実利面を最優先させたのであり、軍事上の要請から日本語の簡易化が促されたわけである。」(多仁 2000 : 17)

ほぼ英語に尽きていたのである。その後のグローバル化の不可逆的な激流のなかでさえも、日本の水先案内人はアメリカであり、また英語によるコミュニケーションの重要性は増すことはあっても減ってはいない。この英語との結びつきが、「バイリンガル」への憧れのようなものへと変わっていくのに、そうは時間がかからなかったし、英語の早期教育が産業化し、ついに2011年からの初等教育への導入にまで至った。そのような状況に変化の兆しが認められるのは、BRICs¹¹⁶に象徴される新興経済勢力の勃興などによる経済活動の多極化と多様化が、国際経済における従来の関係性（資本、労働力、製品、情報）の再構築を促しはじめている点である。日系の製造業が、生産性の向上や技術移転の促進のために日本語による経営・労働環境への転換を図ろうとするのは、その実情を物語っている。とりわけ経済と日本語との結びつきが実感されるのは、企業進出の増大に比例して日本語学習者が急速に増えている中国や東南アジア諸国においてである。（国際交流基金2008）新興経済勢力に押され、それらとの差別化を図り競争力の復活をめざすとき、特に製造業においては、いわゆる「ものづくり」の精神への回帰が称揚され、それが日本語によってこそ伝えられるという気付きをもったのである。このような状況が進展すれば、国際経済の特定の分野における日本語使用の国際性の高まり、すなわち限定的にはあっても、国際語としての機能が高まる可能性は、確実にあるだろう。また、国際経済の動向は、単に企業相互の関係においてのみ左右されるのではなく、各々の相手国の文化や社会の動向や、それに対する関心や評価の度合いとも密接に連関する。日本語には、クリスタル（1992:512）が国際語を支える条件として挙げた「宗教的影響力」は内在されていないが、一方で、いま「文化力」とでもいうべき様々な表象・表現活動の海外での展開が目撃され、それらの中にはその土地に定着したり、再生産されたりするものも現われている。言語文化の面でいえば、翻訳を通じてではあるが、「MURAKAMI」や「BANANA」などは、いまや世界市場に堂々登場しているし、他方、日本語学習者から芥川賞受賞者¹¹⁷を輩出するなど、外国人「日本語作家」や「日本語詩人」の存在もめずらしいものではなくなりつつある。

特に、後者の例は、日本語が極めて難解で、論理性がないと自嘲的に自認する根柢のない言説と、それを逆手にとって日本語の特殊性や審美性を主張する言説とが織りなす日本人自身による「二元論的日本語特殊論」を覆すには十分過ぎ、むしろ「衝撃」ですらある。「日本人は実は日本語を捨てたがっているのだ。日本語を深層心理の中で呪っているのだ」（鈴木 1995:199）と喝破された日本人の日本語観は、いまや外からそれを突き崩されつつあるといえる。鈴木（2005:147）は、超大国が世界に君臨するとき、言い換えれば、その国の言語が国際語の地位を得るときには、軍事力、経済力、言語情報力の3つが備わっ

¹¹⁶ Brazil, Russia, India, China の頭文字の合成による。

¹¹⁷ 中国国籍の楊逸（ヤン・イー：44歳）が、第139回芥川賞（2008年7月）を『時が滲む朝』で受賞した。楊は、元日本留学生である。

ていると主張するが、それがクリスタル（1992：512）の列挙した3つの条件と通底していることがわかる。では、経済超大国となった日本が、禍根を残した軍事力に依らず世界に貢献する道は何かというのが、鈴木が提示した「日本語は国際語になりうるか」の命題なのである。はたして、文字どおりその可能性を問うているのではなく、日本語の国際語としての役割がもはや自明の「選択の問題」であり、選択することが自らの国際的責務であるとしている。「世界中が同時に結ばれる相互依存の、複雑な利害関係の網目に入ったのだから、超大国日本はもっと意見を言わなければならない。そのために言語が本当の武器だという自覚が必要です。使いなれた自分の言語で、世界のために考えての発言が求められている。日本語の国際普及は経済大国になった以上、避けられない選択なのです」（鈴木1995：242）と。「武器」という定義とは相容れないが、筆者自身が日本語教育の理念の再構築と、その1つのツールとしての「日本語教育スタンダード」（現「JF日本語教育スタンダード」）の整備が、日本が果たすべき国際的責務であるとする（嘉数2009b：71-74）点では、「国際語」としての日本語の在り方について、意見の一致を見るところである。

2. 国立国語研究所と日本語学会

2.1 戦後の「国語」論議

前項（1.4）において、現在の日本語観にも依然として国語教育と日本語教育という二面性・二義性があることに言及した。なぜならば、それが＜日本語をめぐるアイデンティティとユニバーサリティの相克＞の最も代表的な事例にほかならないからである。戦後、国立国語研究所（以下、「国研」）の創設が喫緊の課題となったのは、日本が西欧型近代化に「成功」して以降初めての、いや歴史上初めての国際的な挫折を経験したことに多く起因するといつてよいだろう。敗戦は、国語という「帝国の言語」を西欧型近代化と同時に創作した政治意識や国際意識そのものの帰結であったし、また、かつて自らが日本語を「先進」の西欧諸語との比較で劣等と見なした記憶をも、呼び覚ましたのである。しかも、今度は米軍を筆頭とする「連合国最高司令官総司令部」（GHQ）からも、その帝国の言語を継承することの問題性が指摘されたからにほかならない。1946年3月、米国教育視察団がGHQに提出した報告書の第2章において、「国語の改革」が勧告された。自らが国研の第6代所長（1998-2004年度）を務めた甲斐（2006e：68-69）は、その2年後の国研設置を促す項目として、次の2点¹¹⁸に注目している。

- 1) (国語として) 選ぶべき特殊のローマ字は、日本の学者、教育権威者、及び政治家により成る委員会がこれを決定すること。
- 2) その委員会は過渡期中、国語改良計画案を調整する責任をもつこと。

〔（ ）、傍点は筆者〕

¹¹⁸ 出典：伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編・解説（1975）『米国教育使節団報告書（戦後教育の原典2）』現代史出版会 p.274

加えて、同委員会の役割の詳細については、報告書に次のような細目があることにも触れている。すなわち、同細目の結びには、「かかる委員会は行く行くは国語審議機関に発展する可能性がある」とあり、甲斐はその「国語審議機関」の英訳が、のちの「国立国語研究所」のそれと一致することも指摘した。

- a) 過渡期における国語改良計画の調整に対する責任をとること。
- b) 新聞、雑誌、書籍及びその他の文書を通じて、学校及び一般社会並に国民生活にローマ字を採用するための計画を立てること。
- c) 口語体の形式をより民主的にするための方策の研究。〔傍点は筆者〕

以上から分かることは、連合軍側、とりわけ米軍部が、教育改革の一環として、国語は「改良すべきもの」という前提をもっていたことである。しかも、ローマ字を採用するという点も同様で、上でいう「選ぶべき特殊の」という形容詞（句）は、おそらくヘボン式など、すでにその時代に存在した数種類の表記法のいずれを採用するか、ということであろう。いわばこれは、幕末から明治期にかけて国語をめぐる1つの大命題であった「国字問題」の再燃である。はたして、同調査団が独自に「国字」に問題ありという提案をしたのかといえ、それがすでに明治期に日本人自身によって議論された大問題だったのだから、当然新たな発見ではなかったはずである。しかも、それが国体の強化・拡大と直接結びついたことからすれば、教育改革に名を借りてはいるものの、戦後占領政策における民主化のための重要施策としていたことは、疑う余地がないだろう。上述の「口語体の形式をより民主的にする」という一文が、端的に旧時代の過ちの1つに国語観があったことを認識しているといつてよい。しかし、結果的に、国字のローマ字への転換という大転換がGHQ自身の手によって断行されなかったのは、過去の西欧諸国の植民地における言語政策同然の措置を講じることが、民主主義の盟主を自ら任じるアメリカの理念に反することだったからだろう。また、そのような断行は、もはや国際的に容認されるものでもなかったはずである。一方で、敗戦からの復興という大命題に直面した日本人自身から、再び国語論（是非論）が湧き上がるのは必然的だった。連合国による国語批判があり、かつ内における皇国史観と、外における皇民化教育が、連合国が求める「民主化」とは真つ向から対立するものであることは明らかであり、その支柱であった国語を民主化することは当然の帰結だったからである。文部省は、1946年11月には「国語審議会」を通じて、国字（漢字・かな）を整理することと、「当用漢字表」および「現代かなづかい」の制定によって、国語を民主化する第1歩を印している。同時に国研の設置も同審議会で採択され、翌47年12月には国会で承認された。ただし、それが「請願」を承認するという形で行われ、政府自身による立法でなかったことが、この後も政府自身が言語政策を講じないという不作為に疑問が投げかけられない構造・図式を形づくる最大の要因になった、と筆者は考える。おそらくこの見解については、政府自らが言語政策を講じないこと自体が「民主的」

なのであるという反論が聞かれるだろう。しかし、政策を自ら講じない政府ならば、存在そのものが矛盾である。

2.2 志賀直哉の日本語廃止論

「国語」が民主的ではなかったというのは、その誕生の経緯からして当然のことである。また、日本語が西欧諸語に比して非論理的で「不完全」だとして、やはりこの時期に自ら日本語の劣等性を理由に、しかし明確な理由もなくフランス語との「取換え」を訴えた人物として、あまりにも衝撃的な存在がある。それは、文豪といわれた志賀直哉（1883-1971）である。その衝撃は、日本語による文芸の大家が、日本語を捨ててフランス語を国語にしてはどうか、と公言したからにはほかならない。そこには、かつて森有礼が主張したとされる日本語の非論理性を事由とする日本語廃止論と、それに代わる英語採用論と同じ論旨が見られ、それが志賀への非難の所以であるというのが通説になっている。しかし、イ（1996：3-13）が証明したように、森はけっして日本語廃止論を唱えたのではなく、実用論から英語採用論を推奨したのであり、逆に英語については「簡約英語」の必要性さえ唱えていたので、志賀とは同列には置けないのである。なお、「簡約英語」は、1929年にオグデンとリチャーズによって850語からなる“Basic English”¹¹⁹として実現され、その4年後には、それに触発された英文学者・土居光知（1886-1979）によって1,100語からなる『基礎日本語』が出版されている。既出の野元による「簡約日本語」もこれらと軌を一にしており、けっして「オーセンティック」な言語の廃止論を唱えたわけではない。森を糾弾した人々にとっての日本語観は、そのアイデンティティを改めて問われるものではなく、すでに「人倫」の基^{もとい}となっていたのである。その点は、イ（前掲書：13）が「森有礼の言語意識が、明治以降の日本の知識人の言語意識全体と対立する異物であり、日本語に対しての「不倫」の輩だったからである。そうであるからこそ、森への反駁においては、理論的批判よりもむしろ、理解し難いものに対する不安をこめた苛立ちと、風俗を乱す非道徳的な危険分子に対する許しがたい憤りとが先に出てしまう」と、的確に指摘している。また、そのような保守的な言語意識が、前出の大東亜共栄圏の1つの源泉ではないかと推論するイ（同前）の指摘は、言語観と国家観の表裏一体性を明快に示したものとして、特筆に値する。すなわち、「かれらがもっとも恐れたのは、森有礼の議論には、いわば「嘘であってほしい真実」が含まれているのではないかということだった。これ以後、近代日本は、この病んだ言語意識を治癒するために、あるいはそれを無理やり否定するために、さまざまな方策をもとめて身もだえしていくことになる。もしかしたら、のちの「大東亜共栄圏」の構想も、この森有礼の指摘した悪夢がそのエネルギー源のひとつになったのかも知れない」と。「嘘で

119 1929年に C. K. Ogden と I. A. Richards によって提唱された簡略化された英語。国際コミュニケーションのための第二言語として使用されることが意図された。ベイシック英語は、850語しか使用せず、通常の英語よりも文法規則はすくないが、普通の英語で言えることは必ずベイシック英語でも言うことができるとされている。（『ロングマン応用言語学用語辞典』南雲堂 p.35）

あってほしい真実」とは、日本語が非論理的であり、かつ中国語（文字）の影響を強く受けているという「非純血性」なのである。

他方、志賀は明らかに「日本語廃止論」を唱え、代わりにフランス語を国語としてはどうかと、1945年雑誌『改造』に「国語問題」と題して提言した。志賀が日本語を不完全とする事由は、甲斐（2006a；65）によれば、次のとおりである。

- 1) 漢字に音訓があつて、紛らわしいこと
- 2) 漢字の美しさにだまされていること
- 3) 漢語に事実を超える誇張表現があること
- 4) 威厳をつけるためになじみのない漢語を使う
- 5) 国語が不完全なものであること

上記の1)から4)までは、明治期の国語問題の中心でもあつた文字と表記に関するものであり、5)がそれらを含めて、さらに「主格」なしに文章が書けるという国語（日本語）の不完全さを総括批判したものである。しかし、フランス語を選んだ事由について志賀は、甲斐（2006b：66-67）によれば、「世界中で一番いい言語、一番美しい言語をとつて」といいながら（『改造』第9段落）、その直後には「外国語に不案内な私はフランス語採用を自信を以つていふ程、具体的にわかつてゐるわけではないが」（『改造』第10段落）と、フランス語が自認するところの「明晰性」とは相容れない矛盾を露呈している。〔傍点は筆者〕

4) についていえば、志賀が世界一の言語とするフランス語でさえ、人文・社会科学であろうと、自然科学であろうと、その語源の多くがラテン語やギリシア語などの古典語に依拠していることとの相似には、まったく目もくれていない。同じ方法で現代の科学技術用語や新しい概念が表され、それがカタカナのままで日本語に大量に入り込んでいる現状を、もしも志賀が目撃できたなら、どんな発言があるだろうか。5) についても、やはり西欧語が理想的であるという前提で、主格なしで通用する日本語を不完全だとするのだが、イタリア語のように主語抜き（ただし、動詞の格変化）で通用するものもあることは埠外のようなのである。もしも、これについて志賀が十分な知識があつたうえでのことであれば、「だからこそ、動詞や形容詞の格変化や性・数変化があるのだ」と反論されかねないが、同様の活用や曲用がない言語の話者（学習者）にとって、逆にこれほど難解で不合理なものはないのである。＜多様性の中の相対性＞という点への顧慮が、ここには微塵も窺えない。

志賀の「国語問題」に対する批判の多くは、彼の感情的な発露に対して、きわめて冷静にその矛盾や混乱をたしなめている。「過去の誇りをめっちゃめっちゃにせられ、いまのみじめさをみつめ、あまりに日本的なものに反感をもち、一切を新らしくしたいと思ふことは、

一時的な感情としては自然であるが、生命も、文化も、言葉も連続的な成長しかできないものである」（甲斐 2006c : 80）という、かつて日本語の簡易化に一石を投じた英文学者・土井光知の言は、その最も端的なものである。しかし、甲斐（2006a : 64）は、志賀の発言が戦後という特別な状況でなされたものであるにもかかわらず、批判の多くが執筆時の言語状況を基に行われたことの誤謬に釘を刺し、たとえば、これを現在の言語状況に位置づけた場合の判定を考えてみるべきである、としている。

筆者は、この甲斐の指摘から、加藤（2000 : 11-33）が「日本語の開国」のために提言した、次の「日本語の四つの自由化」と、志賀の問題提起との連関を想起した。

- a) 完全主義からの自由
- b) 文学からの自由
- c) 漢字からの自由
- d) 文字からの自由

一瞥するとこの両者には明らかに相関関係があり、筆者には、これが日本語をめぐる問題と課題のエッセンスであるかのように映る。なぜならば、加藤の a) は志賀の 5) に、同じく b) は 3) と 4) に、そして c) と d) が 1) と 2) に、という関係性を読み取ることが可能だからである。ところが、志賀がそれらを事由に日本語廃止論を唱えたのに対し、加藤は同じ事由をもって「日本語の開国」が可能だとしたのである。両者の問題提起の着眼点には似通ったものを見出せるが、実はそれぞれは正反対のベクトルを示している。つまり、同じ未来を見るにしても、志賀は日本語の現在に絶望し、加藤は日本語の現在に可能性を見出しているのである。なお、上記の加藤による「四つの自由化」については、改めて次節で言及する。

志賀直哉は、いうまでもなく日本文学史上に燦然たる存在であり、その評価が彼の日本語廃止論という一時の迷走を理由に貶められることは今後もないだろう。むしろ、その迷走によって、日本語をめぐるアイデンティティとユニバーサリティの相克が明らかになり、それが今日もなお未解決のままであることを知らしめてくれたのである。志賀の功名は、文学史上では「不完全な日本語」による高度な文学の実践者として残り、そして日本語に関する近未来の世界史における記述にも、おそらく鮮やかに刻まれることになるだろう。

2.3 国立国語研究所

前項 2.1 および 2.2 における記述は、国研設置に至る戦後の状況そのものであった。しかし、すでに述べたように、「国語国字問題」の解決のためという観点からであれば、その時代状況は明治期にまで遡ることができる。さらに、現在でも漢字遣いや外来語・新語の削

除・加入・容認という作業が断続的に行われている点からすれば、相変わらず「新しい」問題でもあり、国語研究が今後も日本語をめぐる主題である可能性は高い。事実、2009年9月末日をもって国研が従来の任務を終え、大学共同利用機関法人「人間文化研究機構」の一部として組み込まれる行政改革の中でも、日本語教育研究部門が容赦なく縮小される一方¹²⁰、国語研究部門は従来どおり温存されることとなった。効率化とはいいいながら、実際には外見上の機構減らしや看板の掛替えが横行する行政改革のまやかしの中でも、さすがに国語の「聖域」には手がつけられなかったことが、それを象徴している。そもそも、国研設置に至る先の「請願」(1947年)には、どのような現状認識と企図が込められていたのだろうか。改めてこの請願の標題を見ると「国字国語問題の研究機関設置に関する請願」とある。これは、米国教育使節団がGHQに勧告した「国語改良計画」とは一致せず、しかも、日本語の難解さが教育や文化の発展を大いに妨げ、文化国家となるためには国語国字を民主化することが根本条件であるとしており(甲斐 2006d : 77)、勧告がいう「口語体の形式をより民主化する」とのニュアンスと具体化との食い違いを思わせる。はたしてこれは、作為なのだろうか、あるいは不作為なのだろうか。その一方で、「国語国字問題は、政府やある一派の独断によらず、国語の本質や成り行き、現代語のあり方を十分に研究したうえで決定すべし」(甲斐 2006d : 78)としている点からすれば、民主的に進めようとする姿勢は窺え、作為によるすり替えとは思えない。[傍点は筆者] これは、むしろGHQ側の不作為による誤謬ではないだろうか。なぜならば、GHQのいう「口語体の形式をより民主化する」は、口語が本来脱規範的であり、使用者(国民)の間での自律的運用によって流通する性質を帯びていることからすれば、むしろ論理矛盾といえるからである。階層格差のない言語使用をめざすことを「民主化」とする含意の表現ではあろうが、おそらくは難解な文語が口語をも大きく制約しているという過大な認識がもたらした誤謬であると思う。一方、日本側のいう「国語国字の民主化」は、漢字仮名交じり表記や漢語使用などによって権威化され特定階級の言語と化した文語と、日常生活における口語との隔たりを埋めようという点では、民主化との論理の整合を見ることができる。

以上から、国研の設置を議決した国会における日本語の在り方に関する当時の現状認識の一端は明らかにできたと思う。筆者は、その議決に際して請願の中心人物であった山本勇造議員(当時参議院文化委員長)の次の発言に、もう1つの現状認識、あるいは意識的な論点のすり替えともいえるものが隠されていたと感じたのである。

「先程鈴木委員からお話がありましたように、明治二年以来、殊に明治三十年前後にお

¹²⁰ 日本語教育部門の事実上の廃止を受けて、日本語教育学会を中心とする関係機関・団体や個人は、署名活動をもって撤回を陳情した。その結果、衆参両院では移管議決に際して、従来の日本語教育部門の研究成果の継承と、関係人員への配慮など善処することが望ましいとする付帯決議を行った。

きましては、上田萬年博士が、あのときにおいて、非常にこの国語の研究所の設置を叫ばれたにも拘わらず、(略)とにかくここに実現できるというようなことは、(略)又地下においても上田萬年、前島密というような先覚者も、嘸かし御満足であろうと思いません。」(甲斐 2006d:80)

つまり、この国研設置の趣旨が、前島密は横に置くとしても、上田萬年の国語思想の系譜の上にあるということを吐露しているのであるから、驚く。むしろ、それが、その後社会言語学的議論において、ある意味で民主主義的な観点から、上田が構築した国語観への批判が聞かれるようになるよりも前の時代状況で行われたことを斟酌すれば、山本ほか委員の無謬を信じるしかないのだろう。しかし、国研とは別に、1949年に改組された「国語審議会」において、時枝誠記(1900-67)が国研について「研究所は純粹の学術的研究よりも、実際に国語政策を解決するために設立された。審議会は審議機関である」(甲斐 2006e:71)とした事実からすれば、その疑わしさは拭えない。[傍点は筆者]一方で、国研のような機関設置が上田萬年の時代から考えられたという脈絡で、筆者は、いわば戦時期の1939年12月に発行された『国語対策協議会議事録』における文部省の発言に着目した。そこには、「国語ノ諸問題ニツイテ之ヲ至急ニ調査統一スル機関ヲ設置シテ貫ヒタイ、詰リ日本語ノ海外普及ト云フコトノ為ニハ日本語ノ整理統一ガ根柢ニ於テ喫緊ナ事デアル」(前掲書:68)という一節がある。これが何を意味するかといえ、时期的には、植民地における日本語教育の普及のことではなく、既述(「1.5」)の大東亜共栄圏という軍事同盟における簡易日本語の普及が緊急だったということであろう。なぜならば、植民地における日本語教育は、国語教育そのものだったからにはほかならない。つまり、これらの情報を総合すれば、先に山本が述べた国研設置に至る経緯が必ずしも明治から一貫したものではない、ということが分かる。しかし、筆者には、これらからもう2つの事実が見えてくる。その1つは、国研設置が必ずしもGHQの圧力による「国語の民主化」を図るためだけではなく、一方で民主化という彩色はしたものの、しかし依然として「国語の維持」を放棄したわけではないということである。そして、もう1つは、戦争中の日本語教育政策の中にも、実は今日のグローバル社会での日本語教育が直面する1つの課題である「簡約化」への対応が、すでにあつたという事実である。軍国主義に基づいて海外で断行された日本語教育は、むしろ歴史上恥ずべき行為であるが、今日日本語教育を海外で行うに際しての教訓(反面教師)として、少なからず冷静に評価すべきだろう。歴史は、人類の経験の集積であるが、その集積の中からの学習と選択によって、われわれもまた歴史を作るのである。

2.4 日本語学会

日本語学会は、2004年1月までは「国語学会」と称していた。その設立は、国研の設置(1948年)に先立つ1944年に遡る。すなわち、戦時中のことであり、当然同学会がいうところの「国語学」が「帝国の言語」の学的一端を担っていたことはいままでもない。

しかし、翌45年の敗戦によってその使命自体を旧態のまま掲げていられなくなったことは、自明のことである。国研が開設される直前の48年10月、同学会は自らの使命が変わったことを宣言することとなり、その原案は既出の時枝によって起草されている。その「国語学会の成立とその使命」には、いわゆる国語学が明治以降の国語・国字問題に刺激され、西洋言語学の理論や方法に基づいて誕生したものである、という一節がある。また、国語学の発展の過程で、一種の先入観を植え付けることがあった、と具体的な明示はないものの、政治性を帯びていたことを仄めかしている。それが敗戦と占領とによって維持できなくなった状況として、「文芸的言語」や「古典的言語」としての国語学の研究にとどまらず、社会や家庭における「実践部面」における国語の研究の必要性が生じていると表明した。

(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpling/simei.html>) (註：「」は、原文のまま。) なお、その「実践部面」の列举の中に、「外国語としての日本語の教授法等の問題を含めて」とあるのは、特筆すべきことである。なぜならば、先に見た国研設置の議論の中ですら、このように外国人に対する日本語教育の必要性が公言されたことがないからである。これを国語学会に訪れた最初の転機とするならば、次の転機はさらに大きなものとなって、その出自である「国語」を看板から外す事態を招来し、それが冒頭の一文にある「日本語学会」への名称変更となった。2004年1月1日付の会長(初代「日本語学会」会長)前田富祺による「あいさつ 国語学会から日本語学会へ」の中には、より現実的な時代状況によって変更を余儀なくされたことが書かれている。筆者にとっては、その部分にあまりにも即物的な響きがあり、かえって訝しく思われるので、少し長くなるが、そのまま引用しておきたい。いわく、「大学の専攻名は、1992年度には国語学・国文学系が66%を越えていたのに、2002年度には日本語学・日本文学系が72%を越えるに至ったという。この傾向は今後一層強まることであろう。日本語学を学んだ学生が日本語学会という名に親しみを感じ、国語学会という名に違和感を感じるのは自然な成り行きであろう。2003年には、日本に来た留学生の数が10万人を越えたという。外国人にとっては国語学会という名は親しみにくいものであろう。」(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpling/aisatu2003.html>) しかし、1つ間を置いた次のパラグラフに、「国語学会という名に愛着を感じずる人もいるだろう。しかし、日本語学、国語学と分かれていては十分な力を発揮しえない。60と言え人間では還暦の年である。学会も還暦を迎えて新しい気持ちで出発したい」という文言がある。筆者は、これを受けて、名称変更が単に即物的な事由で行われたのではなく、むしろ現実を冷静に見据えて、もはや使命そのものが変わりつつあるという自覚を公に宣明したものと、思えた。実際、そこに至るまでに会員の間ではかなり激しい議論があったし、これを機に袂を分かった人たちもいたという。その議論は、概ね次のような概念化に二分されたといつてよいだろう。すなわち、1) 歴史的・文献学的な日本語研究には、依然として「国語学」を、そして2) 日本語教育学・言語学的な日本語研究には「日本語学」を冠する、ということである。1つの言語をめぐって、これほど露骨な二元論を掲げることが本質的に開放性や国際性を有しているとは思わないが、しかし、自らその古い「殻」を破ったことは、画期的なことと評価

してよいだろう。

こうして日本語学会は、その＜表層のアイデンティティ＞を変えた。しかしそれは、内外からの抗し難い圧力によって＜妥協的なユニバーサリティ＞を示したに過ぎず、けっして主体的な取組みであったとはいえない。アイデンティティは、往々に対峙する一方のアイデンティティとの相関で、あたかも言語使用における「コード」や「レジスタ」の変更や調整のように、そのパラメータを可変的に調整し、ユニバーサリティ（接点）を模索する。同学会がその＜深層のアイデンティティ＞を真に調整しなければならないパラメータは、次に何（誰）によってもたらされるのであろうか。

3. 日本語教育のアイデンティティとユニバーサリティの相克

以上の2節では、民族誌的記述という視点を参考に、日本語をめぐるグローバルな言語観およびローカルな言語観について論述した。それは、現在もなお言語が民族と不即不離であり、その膨大な多様性が世界を豊潤にするという考え方も、逆にそれが重荷になるという見方もあり、各々の言語共同体で刻々と可視化するそのダイナミズムに無自覚ではいられない、という現状認識からである。日本語教育を行うということは、そうした現実の中での「自己」と「他者」というアイデンティティの接触と交流であり、それを円滑にするためには、自他が共有しうるユニバーサリティを模索しなければならない。しかし、円滑なコミュニケーション（ユニバーサリティ）を望む心理を阻むのは、その心理に最も大きな働きかけをするアイデンティティにはほかならない。言語共同体における言語使用は、多くの場合、＜民族的アイデンティティ＞（固有性の共有）とも不可分である。また、その言語使用は、＜共同体内でのユニバーサリティ＞（普遍性の共有）をも併せ持っている。この二者の相互補完によって言語共同体内での間主観性は保証され、共有される。嘉数（2009b:57）は、これを「アイデンティティもユニバーサリティもきわめて固有的であり、閉鎖的である。しかし、地球規模での国際化が進む今日、各々の言語はその共同体内に留まらず、一方で脱固有的であり、開放的であることが求められている。いわば、言語共同体の民族からの脱構築である」とした。

3.1 「国語」をめぐるアイデンティティとユニバーサリティ

日本語共同体に言及するとき、明治期の「国語」の創出と、それによる＜民族的・国家的なアイデンティティ＞と、＜民族的・国家的なユニバーサリティ＞の確立に触れなければならないことは、序章および第1章で述べた。今日なお、それが日本人の言語観（日本語観）に影響を与え、結果として、世界観の形成や、日本語教育の国際化への対応にも少なからず影響しているからである。当時の国語の普及は、国内に止まらず、植民地化された台湾（1895-1945）および韓国（1910-45）においても苛烈に行われた。あえてこれらを史上初の海外における日本語教育であるとしても、それが＜国語としての日本語のアイデン

ティティ>を帯同していたことは、揺ぎない歴史的事実である。一方、外国語としての日本語教育は、文字どおり日本語を外国語とする外国の政府や研究者によって始められ、それらは、必ずしも政治性や民族性が介在しない日本語教育であった。同じく、第二次世界大戦中のイギリスとアメリカでも独自に日本語教育が行われていたが、それらはいずれも<エスニック・アイデンティティ>に関する戦略的研究の一環でもあり、国語の研究とも日本語の研究とも、趣を異にしていた。以上のように、日本語（国語）をめぐるアイデンティティとユニバーサリティには、いくつかの様相が認められるが、少なくとも各々の実施主体の側からすれば、そこに決定的な相克があったとは思われない。

日本語についてのアイデンティティとユニバーサリティの相克が日本人自身によって自覚化、顕在化したのは、第二次大戦（太平洋戦争）での敗戦が契機であろう。敗戦が、日本語という言葉の未開性と後進性に起因するという極論、いわば<欧米諸語と相対化した日本語のアイデンティティ>論をもたらした。また、民主主義の具現にとって「国語」観や、その文字（漢字・仮名遣い）が不相当だとする、内外からの問題提起もなされたのが、この時期である。さらに、いわゆる戦後賠償や、その一環である途上国への社会開発、経済・技術協力を契機として、日本人自身の手によって<外国語としての日本語教育>が公に開始されたのも、この時期が端緒であろう。¹²¹しかし、このときすでに、「新しい日本語」のアイデンティティが国語のそれから分化していたとはいえない。それが現実のものとなるのは、第2章で述べたヨーロッパでの外国語教育理論・教授法に関する動向と、日本自身が経済成長期に入る60年代以降である。経済力によって国際的位置付けが高まるに従い、海外からの日本語教育に対するニーズも高まり、官民の各主体による取組みが具体化し、ようやく国語から分化した<外国語としての日本語教育>というアイデンティティとユニバーサリティが自覚されることとなった。この頃の日本語をめぐる相克は、まだ言語自体をめぐる本質的なものではなく、国語教育から日本語教育への転身を図った、あるいは図ろうとする教師や研究者の内面における葛藤にあったといつてよい。それはちょうど、国語学会が日本語学会へ改名される時の国語学界の人々の心理的葛藤と同様であったのだろうと推測する。1977年3月、社団法人「日本語教育学会」が設立される頃には、その相克は少し薄れていたはずである。日本語教育界からすれば、国語学界からようやく「自立」したという自意識が芽生えていたに違いない。その後は、第1章で見たように、海外での急速な日本語学習者の増加に呼応して、方法論も教材も、そして人材の養成も着実に発展していった。

¹²¹ 1923年、長沼直兄（1894-1973）が在日アメリカ大使館の日本語教育官として始めた「ナガヌマ・メソッド」をその原点としてよいであろう。H.E. パーマー（1877-1949）に師事し、1931年には『標準日本語読本』（のち全7巻となる）を刊行した。それがのちに、第二次大戦中の米軍による日本語教育にも利用された。（出典：長谷川・平高 1991）

3.2 「日本語」をめぐるアイデンティティとユニバーサリティの相克

では、日本語そのものをめぐる相克は、いつから、何によって自覚されはじめたのであろうか。筆者は、その相克には2つの要因があると考えている。1つは、＜政策の不在＞であり、もう1つは、＜日本語のあり方に関する現状認識と、その将来予測の不在＞である。とはいえ、いずれも、やはりグローバリゼーションの伸張と密接に呼応すると思われる。とりわけ、その将来予測とは、「われわれ」自身の内面（アイデンティティ）に深く関わることである。

まず、政策の不在についてであるが、はたしてグローバル化に伴い急激に多様化した日本語教育の需要を前に、そのアイデンティティ（責務の共有）をいかに認識し、ユニバーサリティ（目的及び成果の共有）をいかに具現化するのか、という課題を突き付けられている。にもかかわらず、政府はこれまで直接には何ら政策を講じてこなかった。一方、ヨーロッパでは、すでに第2章で概観したとおり、第二次大戦直後から、あたかも今日の多言語化する国際社会を透視したかのように、域内での言語コミュニケーションの円滑化が計画されてきた。前段の表現をそのまま引用すれば、＜責務の共有としてのアイデンティティ＞と、＜目的及び成果の共有としてのユニバーサリティ＞の並立を視野に入れた言語政策の実施であり、それがCEFRにほからならない。CEFRの構築に至る経緯と内容からは、既述のとおり、日本語教育が国際的に直面している諸課題を解決するためにも十分に有益な示唆があることが分かった。国際交流基金が2005年から、政府に代わって、多言語化する国際社会への参画、また内なる国際化への対応という観点からも、CEFRをモデルとして「JF日本語教育スタンダード」の構築に着手したのは、そのような現状認識からである。国際協調主義と大規模な国際流動性を基調とするグローバル化の潮流の中で行われる言語教育は、グローバル・アイデンティティ（差異を前提とする一体性）と、グローバル・ユニバーサリティ（差異を克服しようとする一体性）の複合的な枠組みにおいて、その真価を最も発揮するものとする。いま「われわれ」は、ヨーロッパにおける言語教育政策にその典型を垣間見ている。

国際化と言語教育との相関といえば、少し前までなら、多文化主義と多言語主義に代表されていた。しかし、現在ヨーロッパで浸透しつつある共通言語政策、すなわちCEFRの基本理念が、むしろ複文化主義に基づく複言語主義の具現化であることは、既述のとおりである。他方、言語の顕在的な機能の1つに、他の民族や国家、あるいは文化との間に物理的・心理的境界を画することがあるとすれば、逆説的にはどの言語も潜在的に「国際語」であるといってよい。だとすれば、＜グローバル化時代の日本語教育のパラダイム＞（アイデンティティとユニバーサリティ）を、日本語教育の国際化、および日本語の「国際語」としての機能と、その具体的施策に求めてもよいはずである。「日本語特殊論」という自らの妄念を捨てて、たとえば、その活路をCEFRの複文化・複言語主義との接点に求めれば

よい。しかも、年間の学習者が 300 万人規模にまで発展した海外の日本語教育は、確実にその対象も、動機や目的も急速に多様化しているのだから、「日本語教育に関する基準を設けないままでは、多様化した学習ニーズに応えられず、学習効果が落ちたり評価基準が乱立したりし、教育市場自体が衰退してしまう恐れがある」（李 2006：26）という指摘にも耳を傾けるべきである。李のいう基準とは、すなわち政策にほかならない。日本語教育の転換期において、「われわれ」は、これまでに蓄積した知財と人材の有機的再構築によって、いわば国際環境における日本語教育の「地位計画」と「本体計画」を念頭に置いた 1 つのモデルを構築すべきなのである。とりわけ、本体計画は、日本語自体の姿を国際的枠組みで捉えるという契機にもなる。

「JF 日本語教育スタンダード」ではなくとも、日本語運用能力に関する国際的標準を作る場合を想定してみると、何が容易（好都合）で、何が困難（不都合）か、自ずと見えてこよう。それぞれが、日本語をめぐる現在と未来の課題でもある。

1) 容易さ

CEFR には、「共通参照枠組み」という名称から導かれるとおり、＜汎用性や普遍性としてのユニバーサリティ＞が備わっている。＜日本語教育を多言語化する国際社会の中で位置づける＞という観点からすれば、日本語教育において未整備である「言語運用能力の国際的標準」を規定し、それに応じたシラバス・カリキュラム、教材・教授法、試験・評価などの整備に CEFR を応用することは容易だろう。その過程で、CDS や ELP 同様のシステムを盛り込むことは、自明のことである。日本語教育がそのように装備されれば、CEFR が近い将来に域外（ヨーロッパ以外）の言語の参画を認めた場合に、効率的に相互利用ができる。また、東アジアにおける経済圏の確立や地域連携の観点から、いずれ同域内での多文化・多言語教育政策の連携の必要性が論じられる場合、域内言語である中国語と韓国語、そして日本語との間で国際標準が装備されれば、＜域内でのユニバーサリティ＞が共有されることとなる。ひいては、それが＜東アジア文化・経済圏としてのアイデンティティ＞の構築・共有にも裨益しよう。なお、現時点で、中国語及び韓国語においても CEFR の理念・制度の一部参照が始まっており、この想定はすでに具体化への一歩を印している。むしろ、その範囲を広げること、たとえば ASEAN の枠組みを視野に入れることも重要である。

2) 難しさ

CEFR には、＜汎用性・普遍性としてのユニバーサリティ＞があることは、その理念からして自明のことであるが、それはヨーロッパという枠組みにおいてである。逆説的にいえば、ヨーロッパという枠組みに拘束される＜地域性・独自性を反映したアイデンティティ＞があるということに他ならない。それが、日本人の言語観や文化観としてのアイデン

ティティとの間に存在する距離(障壁)にならないとは言い切れない。たとえば、CEFR が、既述のとおり複言語主義に基づいて、個々人の言語能力に「完璧」を求めないのに対し、日本の外国語教育（第二言語教育）は、非母語話者にも母語話者による「正しい日本語」の習得を求めるきらいがある。仮に日本で複言語主義の理念が受け入れられても、そのような言語観や文化観が改善されない限り、実質的な応用や定着は期待薄である。その逆説的な証明を、前出の加藤（2000：11-33）による「日本語の四つの自由化」が示している。再掲すれば、a) 完全主義からの自由、b) 文学からの自由、c) 漢字からの自由、そして、d) 文字からの自由である。その4点を要約すれば、次のようになる。すなわち、日本人は「完全な日本語」の存在を前提とするので、いまでも断続的に「日本語のゆらぎ」や「日本語の乱れ」に拘泥する。また、本来コミュニケーションの手段であった言語が、日常の言語生活との関わりが薄いものの、しかもある種の権威や芸術性を体現した「文学」に結び付けられてしまい、その文学こそは「完全で」しかも「美しい」日本語によるものとされてしまった。「いうなれば、言語とはたくましく自生する野の花のごときものだ。それにたいして「文学」とは「生け花」のようなものである。このふたつは同一ではない。「生け花」の作法をもって野の花を論じるのはおどろくべき錯誤というべきではないか」（前掲書：21）という比喻が雄弁にそれを物語っている。「康熙字典」¹²²に収められた4万7千余の漢字が、「常用漢字」では1,945字に抑えられたものの、一方ではワープロの仮名漢字変換技術によって再び逆行している。とりわけ外国人学習者にとって、これがどれほどの心理的・物理的障碍になっているかは、いうまでもない。そして、「リースマン」¹²³がいうように、なまじ「文字」が支配的になってしまったものだから、かえってはなしことばの世界が貧困化したのである。（前掲書：31）「ひとつの言語が「世界語」になりうる条件は、その言語がどれだけ柔軟性をもっているか、そして不完全な部分を許容し、補完することができるか、にかかっているのである」（前掲書：12-13）と、英語の世界語（国際語）化にまつわる例を引いたのである。しかし、これらの自由化よりも、実は法律の改正の方が容易であるかもしれない。なぜならば、ことばが身体化しているからにほかならず、あるいは「簡約日本語」や「おぞましい日本語」¹²⁴を忌避する排他性と、時に垣間見られる民族主義的な反動性による負の連鎖が起こらないとも限らないからである。言い換えれば、日本人のこの日本語観を変えるためには、再び明治維新のような画期的ダイナミズムが必要なのではないだろうか。それをグローバリゼーションに全面的に頼ることができないのは、惜しむらくも、次第に露になるそれ自体の歪みのためである。

また、前述2) のとおり、日本語教育におけるCDSの整備・構築は可能であるが、日本

¹²² 1716年（康熙55年）に刊行された中国の字典。

¹²³ アメリカの社会学者 David Riesman (1909-2002)。代表作『孤独な群集』（加藤秀俊訳）。

¹²⁴ 国際交流基金『国際交流 第41号』（1986：2-29）における座談会「国際化する日本語の座標軸」で、梅棹忠夫が「外国人の日本語」に対する日本人の意識を評した言。

語版あるいは東アジア版の ELP を装備し活用する環境と条件が、国内外とも未発達である。とりわけ ELP は、当事国間で、留学生の相互獲得、労働市場の相互開放などとも密接な関係を持つことになるので、その実現には各々の関係当局、自治体、経済界などの積極的な参画が望まれるが、それぞれの国内事情に隔たりがあれば、容易なことではない。CEFR の構想から完成までに 30 年もの歳月を要したことが、それを如実に物語っている。さらに、次のような懸念もある。たとえば、現在基金が構築中の「JF 日本語教育スタンダード」は、「1 つ」の参照枠組みに過ぎないのであるが、それが「官」（基金）による日本語教育の標準化と同一視され、そこに「統制」や「強制」を疑う立場との間に生じかねない軋轢も予想される。とりわけ、海外の人々に対して、かつて国語が帯びていた統制や強制を意味するアイデンティティとユニバーサリティを、図らずも想起させるようなことは、一瞬でもあってはならないのである。海外における先進的な多言語教育の政策化の実情と、基金による日本語教育との連関が、グローバル化する国際社会において必然性をもつことを、国内においても十分な社会的理解を得ておかねばならないのは、いうまでもない。

3.3 「JF 日本語教育スタンダード」

国際的に注目される CEFR ではあっても、やはり＜地域的・文化的な独自性を反映したアイデンティティ＞が認められる。一方、それが内包する＜国際的な普遍性としてのユニバーサリティ＞こそが、国際標準たらしとする「JF 日本語教育スタンダード」が具備すべきものでもある。巨視的には、基金が自ら主導して同スタンダードを構築するために、CEFR から参照・応用できる点が多い。社会における多言語主義と、個人の言語運用能力に関する複言語主義、そしてそれらを包括的に規定し運用するシステムとしての CDS と ELP の理念とメカニズムは、日本語教育においても十分に有益である。将来的には、東アジアやアジア広域という枠組みへの応用にもつながる潜在性をもっている。しかし、微視的には、CEFR から参照・応用すべき点自体が、既述のように、学習者に母語話者並の「完璧」を望む日本人の言語観や社会・文化的アイデンティティと折り合いをつけにくいという問題が少なからずあることは、皮肉なことである。とはいえ、グローバル化が急速に進む世界では、多くの社会内部での多言語化、多文化共生が進んでいることが観測され、また新たに予測される。在留外国人の数が 215 万人にも達する現実の前では、遅かれ早かれ、大なり小なり、日本社会にも同様の現象が見られるであろう。それが現実のものとなる前に、「多言語社会に参画し、言語の多様性を維持するための一つの仕組みとして」(平高、2006:15)、その主体が官であれ民であれ、日本語運用能力に関する国際標準、あるいはそれに相当するものを構築しておくことは、喫緊の課題である。

カルヴェ (2000:50) によれば、言語には「群生機能」と「媒介機能」がある。コミュニケーションをできるだけ少数の成員間に限り、共同体の結束を固めようとする前者と、コミュニケーションを最大多数に広げようとする后者である。しかし、媒介機能が高まり

「世界語」の地位を獲得した言語の母語話者の間で、たとえば非母語話者を排除し群生化しようという意図が働けば、両者の間には自ずと新たな力関係が生じてしまいかねない。その観点から、国際社会における今後の日本語教育は、媒介機能を強化する方向性で政策化されることが望ましい。平和裏の多文化共生のためには、基金による「JF 日本語教育スタンダード」の構築も、あくまでも媒介言語としての日本語のための「1つ」の先駆的試行であればよい、と考える。

本章では、アイデンティティとユニバーサリティの概念や位置づけが多岐（多義）にわたり、論点を散漫にしたかもしれない。それは、個々人におけるアイデンティティやユニバーサリティが独自性や普遍性を主張する一方で、ときに可変的であるという認識からであり、筆者はあえて途中で整理を施さなかった。また、アイデンティティとユニバーサリティとは、往々に対立的概念と捉えられがちであるが、時に調和的概念でもある。それを踏まえて、筆者が多用した両概念を、改めて整理すれば、次のような二面性と二義性、そして、その可変的対立と可変的調和との相関である、と結びたい。すなわち、＜「所与の」アイデンティティとユニバーサリティ＞、そして＜「構築する」アイデンティティとユニバーサリティ＞、である。以上の観点から、時宜にかなった日本語教育の新たなパラダイムと政策が構築されなければならないと考え、次章においては、その私案の骨子を提示することとする。